

年金請求時等に必要な基礎年金番号とは



『基礎年金番号』は、「個人型確定拠出年金（iDeCo）」の加入手続や、将来、老齢厚生年金等を請求する際に必要な「10桁の番号」です。

この『基礎年金番号』は、次の①、②、③、④で確認することができます。

公務員等の共済組合は、組合員に「①年金手帳」を交付していませんが、日本年金機構が、わが国に居住する20歳以上60歳未満の者全員に基礎年金番号を付番して、「②基礎年金番号通知書」を平成9年1月に送付しています（①、②は、日本年金機構が送付）。

また、「③ねんきん定期便」や、「④年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」にも記載しています（③、④は、公立学校共済組合本部から送付します）。

ねんきん定期便について

「ねんきん定期便」は、組合員の皆様に年金加入記録を御確認いただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報をお送りするものです。

当共済組合本部から毎年1回、誕生月の25日（1日生まれの方は、誕生月の前月）に送付します。

【参照】公立学校共済組合本部ホームページ「ねんきん定期便」

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/nenkinteikibin/index.html>

給付算定基礎額残高通知書について

被用者年金制度の一元化（平成27年10月1日施行）に伴い、改正前の共済年金における3階部分（職域部分）は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。

年金払い退職給付は、毎月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を、利息とともに退職するまで積み立てます。また、積み立てた額（給付算定基礎額）を基に決定した年金額は、原則、65歳から支給されます。

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高に関する情報をお知らせするため、組合員へ「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を当共済組合本部から、毎年1回、7月に送付します。

【参照】公立学校共済組合本部ホームページ「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/zandakatuutisyo/index.html>

※ 「ねんきん定期便」及び「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」は、当共済組合広島支部に登録している住所宛に送付します（※住所の変更が必要な場合は、「組合員等情報変更申告書」を提出してください。）。